

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号</p>
<p>附 則（平成14年3月29日規則第37号） 改正</p>	<p>附 則（平成14年3月29日規則第37号） 改正</p>
<p>平成19年6月29日規則第73号 平成22年6月30日規則第64号 平成25年6月28日規則第71号</p>	<p>平成19年6月29日規則第73号 平成22年6月30日規則第64号 平成25年6月28日規則第71号</p>
<p>（施行期日）</p>	<p>（施行期日）</p>
<p>1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。ただし、第33条中第11号を第14号とし、第10号を第11号とし、同号の次に2号を加える改正規定は同年4月1日から、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に1号を加える改正規定は同年5月1日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。ただし、第33条中第11号を第14号とし、第10号を第11号とし、同号の次に2号を加える改正規定は同年4月1日から、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に1号を加える改正規定は同年5月1日から施行する。</p>
<p>（経過措置）</p>	<p>（経過措置）</p>
<p>2 この規則の公布の日前に設置された事業所（同日前から設置の工事がされているものを含む。）にあっては、改正後の規則別表第11に定める規制基準のうち附則別表の左欄に掲げる排水指定物質に係る規制基準は、当該事業所が同表の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、<u>平成31年</u>6月30日までの間は、附則別表に掲げる規制基準を適用する。</p>	<p>2 この規則の公布の日前に設置された事業所（同日前から設置の工事がされているものを含む。）にあっては、改正後の規則別表第11に定める規制基準のうち附則別表の左欄に掲げる排水指定物質に係る規制基準は、当該事業所が同表の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、<u>平成28年</u>6月30日までの間は、附則別表に掲げる規制基準を適用する。</p>
<p>3 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種その他の区分に属するものとみなす。</p>	<p>3 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種その他の区分に属するものとみなす。</p>
<p>（条例第46条第5項の規則で定める日）</p>	<p>（条例第46条第5項の規則で定める日）</p>
<p>4 この規則に係る条例第46条第5項（同条第1項を適用する部分に限る。）の規則で定める日は、この規則の施行の日とする。</p>	<p>4 この規則に係る条例第46条第5項（同条第1項を適用する部分に限る。）の規則で定める日は、この規則の施行の日とする。</p>

改正後			改正前		
<p>附則別表（附則第2項関係）</p> <p>この規則の公布の前日に設置された事業所（同日前から設置の工事がされているものを含む。）に係る平成31年6月30日までの排水指定物質（<u>ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物に限る。</u>）の規制基準は、当該事業所が表中の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ表中の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、次のとおりとする。</p>			<p>附則別表（附則第2項関係）</p> <p>この規則の公布の前日に設置された事業所（同日前から設置の工事がされているものを含む。）に係る平成28年6月30日までの排水指定物質（<u>ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に限る。</u>）の規制基準は、当該事業所が表中の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ表中の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、次のとおりとする。</p>		
排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度	排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきほう素として <u>30</u> ミリグラム	ほう素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきほう素として <u>40</u> ミリグラム
	温泉を利用する事業所	1リットルにつきほう素として500ミリグラム		温泉を利用する事業所	1リットルにつきほう素として500ミリグラム
ふっ素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきふっ素として15ミリグラム	ふっ素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきふっ素として15ミリグラム
	昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	1リットルにつきふっ素として30ミリグラム		昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	1リットルにつきふっ素として30ミリグラム
	昭和49年12月1日にお	1リットルにつきふっ		昭和49年12月1日にお	1リットルにつきふっ

改正後			改正前		
	いて現に湧出している温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用する事業所	素として50ミリグラム		いて現に湧出している温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用する事業所	素として50ミリグラム
(削除)			<u>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</u>	<u>電気めっき業</u>	<u>1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量300ミリグラム</u>
備考			備考		
<p>1 この表の左欄に掲げる排水指定物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する事業所が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。</p> <p>3 排水の測定方法は、改正後の規則<u>別表第11備考第7項第25号及び第26号</u>に定めるところによるものとする。</p>			<p>1 この表の左欄に掲げる排水指定物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する事業所が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。</p> <p>3 排水の測定方法は、改正後の規則<u>別表第11備考第7項第25号から第27号まで</u>に定めるところによるものとする。</p>		